

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

※地方公務員法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（条件付採用）</p> <p>第22条 職員の採用は、全て条件付のものとし、<u>当該職員</u>がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、<u>人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。</u></p>	<p>（条件付採用及び臨時的任用）</p> <p>第22条 <u>臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員</u>がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。</p> <p>2 <u>人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿（第21条の4第4項において読み替えて準用する第21条第1項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で更新することが</u></p>

できるが、再度更新することはできない。

3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。

4 人事委員会は、前2項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

7 前5項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

【施行期日】 令和2年4月1日